



埼玉県報

第 2 2 8 8 号
平成 23 年 5 月 20 日
金 曜 日

目 次

告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(川越比企地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る告示\(利根地域振興センター\)](#)
- [彩の国だより印刷業務に関する落札者等の公示\(入札執行課\)](#)
- [粒子状物質を減少させる装置の指定に関する告示の廃止\(大気環境課\)](#)
- [粒子状物質を減少させる装置の指定に関する告示の一部改正\(大気環境課\)](#)
- [粒子状物質を減少させる装置の指定に関する告示の一部改正\(大気環境課\)](#)
- [粒子状物質を減少させる装置の指定\(大気環境課\)](#)
- [身体障害者福祉法第15条の医師の指定\(障害者福祉推進課\)](#)
- [保育士登録申請手数料等の徴収事務委託\(子育て支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [安戸・田宮土地改良区の設立認可\(農村整備課\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [河川区域の指定\(水辺再生課\)](#)
- [県営住宅等の家賃等の収納事務委託及び行政財産使用料徴収事務委託に関する告示\(住宅課\)](#)
- [技能教育のための施設の廃止について\(高校教育指導課\)](#)
- [技能教育のための施設の内容の変更について\(高校教育指導課\)](#)

告 示

埼玉県告示第五百八十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年五月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年五月十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人SRC
- 三 代表者の氏名
石川 浩乃
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県戸田市喜沢南二丁目九番二十号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、若者を中心とする市民に対して、個人にとって望ましい職業選択や能力開発、キャリア設計を支援することにより、地域社会の活性と雇用機会の拡充に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第五百八十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十三年五月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年五月十三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ハート
- 三 代表者の氏名
アリ マハモド モスタファ マハモド
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県朝霞市仲町二丁目三番三十号 伊東ビル二F
- 五 定款に記載された目的
この法人は、貧困地域、発展途上国その他の国々に対し、物資支援や文化的交流を行い、国際協力に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第五百八十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年五月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年五月十六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
NPO法人ホームベース
- 三 代表者の氏名
三守 喜浩
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県川越市大字砂八七四番地五（ヴィラハウスユキ二〇二号室）
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障害者による、障害者施設での菓子製造、食配、イベント事業等を行い、製造及び販売する事によって「ふれあいと健やかな食生活」を提供し、誰もが豊かに暮らせる地域社会を創造する事で福祉の増進に寄与する事を目的としています。

告 示

埼玉県告示第五百八十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年五月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年五月十六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人日本カルチャーヨガ協会
- 三 代表者の氏名
上村 亜希子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県所沢市東狭山ヶ丘一丁目六十八番六号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、市民の健康のためにヨガを通じて運動の大切さを知ってもらい、さらにはヨガを通じて、地域住民同士の交流を図ることを目的とする。

告 示

埼玉県告示第五百八十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十三年五月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十三年五月十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人みのり

三 代表者の氏名

古嶋 美代

四 主たる事務所の所在地

埼玉県南埼玉郡白岡町大字下大崎二百九十四番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、白岡町及びその近隣に生活している障害のある人が自分らしく生きることができるよう、さまざまな支援をおこなうことよって福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第五百八十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年五月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

彩の国だより印刷業務 約 2,350,000 部 × 12 回 (8 ページ × 8 回 ・ 12 ページ × 4 回)

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県県民生活部広聴広報課広報紙担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号

3 落札者を決定した日

平成 23 年 3 月 25 日

4 落札者の氏名及び住所

サンケイ総合印刷株式会社 東京都千代田区大手町 1 丁目 7 番 2 号

5 落札金額

78,960,000 円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成 23 年 2 月 8 日

告 示

埼玉県告示第五百八十九号

粒子状物質を減少させる装置の指定を取り消したので、平成十六年埼玉県告示第
二百五号（粒子状物質を減少させる装置の指定について）は、廃止する。

なお、この指定の取消し前に装着された装置については、取消しの効力は及ばな
い。

平成二十三年五月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百九十号

粒子状物質を減少させる装置の指定を取り消したので、平成十四年埼玉県告示第千六百七号（粒子状物質を減少させる装置の指定について）の一部を次のように改正する。

なお、この指定の取消し前に装着された装置については、取消しの効力は及ばない。

平成二十三年五月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

表中粒子状物質低減装置UCS（UCS 05BX）（UCS 05DX）（UCS 10BX）（UCS 10DX）（UCS 10EX）（UCS 10FX）（UCS 20BX）（UCS 20DX）の項、粒子状物質低減装置DPM（DPM）の項及びPMC（PMC 04TS）（PMC 06TS）（PMC 10TS）（PMC 14TS）（PMC 14BW）（PMC 14BL）（PMC 27TS）（PMC 27BW）（PMC 27BL）の項を削る。

告示

埼玉県告示第五百九十一号

粒子状物質を減少させる装置の指定を取り消したので、平成十四年埼玉県告示第千七百五十一号（粒子状物質を減少させる装置の指定について）の一部を次のように改正する。

なお、この指定の取消し前に装着された装置については、取消しの効力は及ばない。

平成二十三年五月二十日

埼玉県知事 上田清司

表 P M C (P M C 0 4 T S) (P M C 0 6 T S) (P M C 1 0 T S) (P M C 1 4 T S) (P M C 1 4 B W) (P M C 1 4 B L) (P M C 2 7 T S) (P M C 2 7 B W) (P M C 2 7 B L) の項を削る。

告 示

埼玉県告示第五百九十二号

埼玉県生活環境保全条例（平成十三年埼玉県条例第五十七号）第三十二条第二項の規定に基づき、粒子状物質を減少させる装置を指定したので、次のとおり告示する。

平成二十三年五月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

指定する減少装置の名称等			製作又は販売		
名称 (型式)	方式による区分	装着時期による区分	する者の氏名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)	装着対象自動車	その他の条件
UCS (UCS-05BX) (UCS-05DX) (UCS-10BX) (UCS-10DX) (UCS-10EX) (UCS-10FX) (UCS-20BX) (UCS-20DX)	DPF (ディーゼル パーティキュ レートフィル ター)	初度登 録後	東京濾器株式 会社 大野 光政	排気量が3,000cc程度から24,000cc程度までの原動機を搭載する自動車	硫黄濃度50ppm以下の軽油を常時使用する場合に限る。
PMC (PMC-04TS) (PMC-06TS) (PMC-10TS) (PMC-14TS) (PMC-14BW) (PMC-14BL) (PMC-27TS) (PMC-27BW) (PMC-	酸化触 媒等	初度登 録後	東京濾器株式 会社 大野 光政	いすゞ自動車株式会社製4JG2型、4HF1型、4HG1型、4HE1型、4HJ1型、6HE1型、6HH1型、6WA1型、6SD1型、6WF1型、6WG1型、8PE1型、10PE1型、12PE1型若しくは10TD1型、日野自動車株式会社製J05C型、J07C型、J08C型、M10U型、P11C型、K13C型、K13D型、F17D型、F20C型若しくはF21C型、日産ディーゼル工業株式会社製T	主として一般道路を走行し、かつ、硫黄濃度50ppm以下の軽油を常時使用する場合に限る。

27BL)			D27型(85PS)、 TD42型(135PS/N125PS)QD 32型、FD46型、F E6型、NF6型、MD 92型、PG6型、PF 6型、GE13型、RF 8型、RG8型、RH8 型若しくはRH10型、 三菱自動車工業株式会社 製4M40型、4D33 型、4D34T型、4D 35型、4D36型、4 M50T型、4M51 型、6D16型、6D1 6T型、6D17型、6 D24型、6D24T 型、6D40T型、8D C9T型、8DC9型、 8DC11型、8M20 型、8M21型、8M2 2T型若しくは10M2 0型、トヨタ自動車株式 会社製1HZ型又はマツ ダ株式会社製R2型、W L型、VS型若しくはT F型原動機を搭載する自 動車のうち、平成6年規 制に適合するもの	
			いすゞ自動車株式会社製 4JG2型、4HF1 型、4HG1型、4HJ 1型、4HK1型、6H K1型、6HH1型、6 HL1型、6SD1型、 6WF1型、6WG1 型、6TE1型、8PE 1型、8TD1型、10 PE1型若しくは10T D1型、日野自動車株式 会社製J05C型、S0	

				5 C 型、S 0 5 D 型、J 0 7 C 型、J 0 8 C 型、P 1 1 C 型、K 1 3 C 型、F 1 7 D 型若しくは F 2 1 C 型、日産ディーゼル工業株式会社製 T D 2 7 型、T D 4 2 型 (1 3 5 P S / N 1 2 5 P S) 若しくは Q D 3 2 型、三菱自動車工業株式会社製 4 D 3 3 型、4 M 5 1 型、6 M 6 1 型、6 M 7 0 型、8 D C 1 1 型若しくは 8 M 2 1 型、トヨタ自動車株式会社製 1 H Z 型、1 H D 型、5 L 型、3 C 型、4 B 型若しくは 1 5 B 型又はマツダ株式会社製 R 2 型、W L 型、V S 型若しくは T F 型原動機を搭載する自動車のうち、平成 1 0 年規制に適合するもの	
ACR P MR (AC R PMR - 5 - 0 3)	D P F (ディーゼル パティキュ レートフィル ター)	初度登 録後	株式会社 A C R 松岡 寛	ランドローバー製 1 5 P 型原動機を搭載している 自動車であって車両総重 量が 2 . 5 トン超 3 . 5 トン以下であるもののう ち、平成 9 年規制に適合 するもの	

備考

- 「指定する減少装置の名称等」の「方式による区分」の欄の「D P F (ディーゼルパティキュレートフィルター)」とは、軽油を燃料とする自動車の排気管等に装着して、当該自動車から排出される粒子状物質を捕集することにより減少させる方式をいう。
- 「指定する減少装置の名称等」の「方式による区分」の欄の「酸化触媒等」とは、軽油を燃料とする自動車の排気管等に装着して、当該自動車から排出される粒子状物質を触媒の酸化作用により減少させる方式など「D P F」以外の方法により粒子状物質を減少させる方式をいう。

- 3 「指定する減少装置の名称等」の「装着時期による区分」の欄の「初度登録後」とは、装着時期（当該減少装置を当該自動車に装着する時期のことをいう。）が、当該自動車が道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第4条の規定により登録を初めて受ける日以後であることをいう。
- 4 平成6年規制とは、道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令（平成3年運輸省令第3号）による改正後の道路運送車両の保安基準に定める自動車排出ガスの量に係る規制をいう。
- 5 平成9年規制とは、道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令（平成8年運輸省令第4号）による改正後の道路運送車両の保安基準に定める自動車排出ガスの量に係る規制をいう。
- 6 平成10年規制とは、道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令（平成8年運輸省令第4号）による改正後の道路運送車両の保安基準に定める自動車排出ガスの量に係る規制をいう。

告 示

埼玉県告示第五百九十二号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

平成二十三年五月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

須藤 泰裕	医師の氏名						
ぼうこう又は直腸機能障害 外科	指定障害区分						
	診療科名						
上福岡総合病院	医療機関の名称						
ふじみ野市福岡九三一	医療機関の所在地						
	指定年月日						
							平成二十三年四月一日

告示

埼玉県告示第五百九十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる手数料の徴収事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

平成二十三年五月二十日

埼玉県知事 上田清司

手数料	受託者の住所、名称及び代表者の氏名	委託期間
埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）別表福祉部の項第二号、第三号及び第四号に規定する手数料	東京都渋谷区神宮前五丁目五十三番一号 社会福祉法人日本保育協会 理事長 石井 哲夫	平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第五百九十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年五月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ新座店

埼玉県新座市中野二丁目二番三十一号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称

（変更前）ギガケーズデンキ株式会社

（変更後）株式会社ケーズホールディングス

大規模小売店舗の名称

（変更前）ケーズデンキ新座パワフル館

（変更後）ケーズデンキ新座店

ハ 変更年月日

平成十九年二月二十八日外

二 届出年月日

平成二十三年五月十一日

二 縦覧期間

平成二十三年五月二十日から平成二十三年九月二十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年五月二十日から平成二十三年九月二十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第五百九十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年五月二十日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパービバホーム鴻巣店

埼玉県鴻巣市大字箕田千七百七十一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）トシテムビバ株式会社 代表取締役 豆成勝博

埼玉県上尾市上二百九十八番地の一

（変更後）株式会社LIXILビバ 代表取締役 豆成勝博

埼玉県上尾市上二百九十八番地の一

ハ 変更年月日

平成二十三年四月一日

ニ 届出年月日

平成二十三年五月十一日

三 縦覧期間

平成二十三年五月二十日から平成二十三年九月二十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年五月二十日から平成二十三年九月二十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第五百九十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年五月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパービバホーム鴻巣店

埼玉県鴻巣市大字箕田千七百七十一外

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前） 図面省略 九七四台

（変更後） 図面省略 六三一台

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前） 図面省略 五七七台

（変更後） 図面省略 一〇九台

ハ 変更年月日

平成二十四年一月十二日

二 届出年月日

平成二十三年五月十一日

二 縦覧期間

平成二十三年五月二十日から平成二十三年九月二十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年五月二十日から平成二十三年九月二十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第五百九十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年五月二十日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ロチャース越谷店

埼玉県越谷市宮本町五丁目百六十二番地一

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 五七九台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 四二七台

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時（年間二十四日午前八時）から午後九時三十分

（変更後）午前九時（年間二十四日午前八時三十分）から午後九時三十分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前九時（年間二十四日午前八時）から午後十時

（変更後）午前八時三十分（年間二十四日午前八時）から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 九箇所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 九箇所 位置 図面省略

ハ 変更年月日

平成二十三年七月二十日外

ニ 届出年月日

平成二十三年五月十日

二 縦覧期間

平成二十三年五月二十日から平成二十三年九月二十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年五月二十日から平成二十三年九月二十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第五百九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条第一項の規定により、北葛飾郡杉戸町坂齊忠造ほか二十人からの申請に係る次の改良区の設立を平成二十三年五月十七日認可した。

平成二十三年五月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

安戸・田宮土地改良区

二 事務所の所在地

北葛飾郡杉戸町

二 地区の所在地

春日部市

幸手市

北葛飾郡杉戸町

告 示

埼玉県告示第六百号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十三年五月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇〇八 三 三号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

さいたま市西区大字指扇字向一三二八番八六 外四五筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 一・四七・六一五立方メートル

浸透効果量 〇・〇〇〇五立方メートル毎秒

告 示

埼玉県告示第六百一号

利根川水系に係る指定区間の一級河川について、河川法（昭和三十九年法律第一六七号）第六条第一項第三号の区域を次のとおり指定する。

その関係図面は、埼玉県県土整備部水辺再生課及び埼玉県本庄県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年五月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 河川の名称

御陣場川

二 指定に係る河川区域の存する区間

左岸 児玉郡上里町大字堤字中掘南七百六十八番四地先から

同郡同町大字七本木字四ツ谷西二百七十一番六地先まで

三 指定に係る河川区域

関係図面の茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち、河川法第六条第

一項第一号及び第二号の区域以外の区域

告示

埼玉県告示第六百二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

平成二十三年五月二十日

埼玉県知事 上田清司

委託事務	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
県営住宅及び特別県営住宅並び埼玉県特定公共賃貸住宅の行政財産使用料の徴収事務	さいたま市浦和区仲町三丁目十二番十号 埼玉県住宅供給公社 理事長 水島茂	平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで
県営住宅、特別県営住宅及び埼玉県特定公共賃貸住宅の行政財産使用料の徴収事務	同右	同右

告 示

埼玉県教委告示第二十六号

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第三十五条第一項による届出があつたので、公示する。

平成二十三年五月二十日

埼玉県教育委員会委員長 樋 爪 龍太郎

一 廃止する技能教育のための施設の名称

学校法人村上学園大宮文化デザイン専門学校（埼玉県さいたま市大宮区三橋二丁目一五三番地）

二 廃止年月日

平成二十三年三月三十一日

告 示

埼玉県教委告示第二十七号

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第三十四条第一項の規定による技能教育のための施設の所在地の変更に係る届出があったので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十三年五月二十日

埼玉県教育委員会委員長 樋 爪 龍太郎

一 所在地を変更する技能教育のための施設の名称

渋谷高等学院大宮校（埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目二〇九番地グラ
ンデイ桜木ビル二階）

二 変更の内容

変更事項	変 更 前	変 更 後
施設の所在地	埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目二〇九番地グラ ンデイ桜木ビル二階	埼玉県さいたま市大宮区大 門町三丁目六十六番地大門 町ビル